**第13条　障害のある人の司法へのアクセスの指標例****（JD仮訳）**

司法へのアクセス権**＊**

**特質**

・　司法制度への平等なアクセスと司法制度における平等

・　司法制度への障害のある人の参加

**構造指標**

**13.1** 司法制度に関する法律**[[1]](#endnote-1)**が、その構造、組織、運営、手続きにおいて、また民事・刑事部門全体にわたり、障害のある人を含んでいること。

**13.2** 障害を理由に司法へのアクセスを制限したり、司法制度への参加を制限したりする憲法、法律、規則の規定がないこと**[[2]](#endnote-2)**。

**13.3** 実質的および手続き的な刑事法制が制定され、障害のある人の実質的および手続き的な保証を他の人と対等に確保し、障害を理由とした手続きからの除外（特に知的障害のある人や心理社会的障害のある人について）を禁止していること**[[3]](#endnote-3)**。

**プロセス指標**

**13.4** すべての法的手続きにおいて、障害のある人のための無料法律扶助へのアクセスを確保するための措置**[[4]](#endnote-4)**。

**13.5** 障害のある人からの法的支援および無料通訳の要請に対応した割合（刑事および民事訴訟）。毎年集計。

**13.6** 手続き的配慮、および性別・年齢に応じた配慮を提供するために採用された措置**[[5]](#endnote-5)**。

**13.7** 逮捕された者が（法的な意味で、かつ理解できる言語で）起訴の通知を受けるまでの時間が、法定または義務の期間を超えたケースの割合。障害別に集計。

**13.8** 障害のある人が利用しやすい裁判所施設、法律相談所、警察署等の数と割合。地理的位置別に集計。

**13.9** 障害のある人の、裁判官、検察官、警察官、職員等としての司法制度および関連機関への参画を促進するためになされた具体的な措置。

**13.10** 採用プロセスにおいて、および／または司法部門（司法、法執行、国の法律サービスなど）の職員としての任務を遂行するために、障害のある人に提供された合理的配慮の要請の数と、その中で提供された割合。

**13.11** 司法制度に関連する建築環境、交通機関、情報通信システムに採用・適用されているアクセシビリティ基準**[[6]](#endnote-6)**。

**13.12** 障害のある人が法的手続に参加できるようにするための、手続き的配慮、および性別・年齢に応じた配慮の要請の数と、その中で障害のある人に提供された配慮の割合。性別、年齢、障害、法律の分野／手続の種類（民事、刑事等）、関係者の役割（申請人、被告人、証人、陪審員等）別に集計。

**13.13** 障害のある人の司法にアクセスする権利に関する啓発キャンペーンおよび活動。この権利には、法律扶助、被害者支援、利用できる効果的な救済措置へのアクセスが含まれる。その対象は、障害のある人**[[7]](#endnote-7)**、その他障害のある人の親族、公務員、一般市民など。

**13.14** CRPD について研修を受けた司法、法曹界、法執行官のメンバーの数と割合。その内容には、障害に対する人権に基づくアプローチ、すべての障害のある人の普遍的法的能力、ジェンダーと障害に関する有害な固定観念と偏見、手続き的配慮を確保する義務、障害のある人とのコミュニケーション（代替手段や方法を含む）が含まれる。

**13.15** 障害のある人の司法へのアクセス権に関連する法律、規制、政策、プログラムの設計、実施、監視に、障害のある人の代表組織を通じての関与を含め、障害のある人が積極的に関与することを確保するために実施された協議プロセス**[[8]](#endnote-8)**。

**13.16** 障害のある人の司法へのアクセスおよび司法制度への参加を促進するための措置に配分された予算と決算。a)障害のある人のための法律扶助、b)裁判官、検察官等の訓練、c)障害のある人のための手続き的配慮の提供。

**成果指標**

**13.17** 手続きや裁判所への、手話言語を含めた自分の言語でのアクセスが非常によいと評価する裁判所の一般出席者の割合（裁判所調査）。

**13.18** 障害のある人が司法制度に提出した苦情のうち、調査および裁定を受けた件数、訴えた者に有利と裁定された苦情の割合。また、後者のうち政府および／または義務を負う者が遵守した裁定の割合。苦情制度の種類、法律の分野／手続きの種類（民事、刑事など）、 関係する実質的な権利、および認められた救済措置別に集計。

**13.19** 総犯罪件数のうち、司法当局に提訴された障害のある人に対する犯罪の割合。被害者の性別、年齢、障害別に集計。

**13.20** 被害者支援サービスを利用する障害のある人の数と割合。障害のない人との比較。性別、年齢、障害、サービスの種類別に集計。

**13.21** 刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合（SDG指標16.3.2）。性別、年齢、障害別に集計。

**13.22** 司法制度および関連機関において、裁判官、検察官等の職に就いている障害のある人の数と割合。性別、年齢、 障害、職種および司法・司法制度の分野別に集計。

**13.23** 司法制度および関連機関において、間接的な参加者（証人、鑑定人、陪審員等）として法的手続に参加する障害のある人の数と割合。性別、年齢、障害、役割の種類および司法・司法制度の部門別に集計。

**付属資料**

**＊**さらに、障害者の権利に関する特別報告者の主導で開発された「[障害のある人の司法へのアクセスに関する国際的原則とガイドライン](https://www.ohchr.org/EN/Issues/Disability/SRDisabilities/Pages/GoodPracticesEffectiveAccessJusticePersonsDisabilities.aspx)」を参照のこと。

（翻訳・佐藤久夫、藤原早織）

1. このような法律には、以下が含まれなければならない。

- 障害のある人が他の人と対等な立場で司法にアクセスできるために、すべての法的手続きにおいて手続き的配慮、および性別・年齢に応じた配慮を提供すること

- 障害のある人が法的能力の権利を行使するための規定（支援された意思決定の提供を含む）（CRPD第12条）

- CRPD第5条（指標5.1および5.6）に沿って、様々な理由での多重差別および交差的差別を主張する申立書の提出を認める規定、ならびに、障害のある女性、障害のある子ども、障害のある先住民など、疎外されるリスクの高い障害のある人の司法へのアクセスを強化するための規定

- 適切で釣り合いがとれた、効果的な救済および制裁を確保するための規定

- 障害のある人が他の人と対等な立場で司法手続きや司法の場に参加し、働く資格を得るために、合理的配慮や支援を提供すること [↑](#endnote-ref-1)
2. これには、以下のように障害を理由に司法にアクセスしたり、司法制度に参加したりすることを法律で否定したり、制限したりすることが含まれる。

- CRPD第12条に反する、障害を理由とした法的地位の否定（法的能力の正式な剥奪や制限を含む）

- 障害および関連するスティグマ（例えば、法的能力の状況、信用できないとみなされることなど）に基づく、証拠を提示する機会の拒否、または証人として証言する機会の拒否

- CRPD第12条および第19条に反して、現在施設に収容されている障害のある人の後見人または施設による強制的な法的代理の要件

- 障害のある人が法学部や司法研修機関に出願したり、入学したり、法律を実践したり、裁判官の職に就いたりすることを妨げる要件 [↑](#endnote-ref-2)
3. 「法廷に立つ資格がない」、「心神喪失による無罪」、「無責任」、「刑事責任なし」などの法的根拠に基づく刑事手続からの除外は、CRPD第13条に反して、障害のある人を機能障害を理由として実質的・手続的保障から排除し、CRPD第14条に反して、機能障害を理由とした自由の剥奪につながる。 [↑](#endnote-ref-3)
4. この点では、障害のある女性、障害のある子ども、ろう者、心理社会的障害のある人、知的障害のある人、入所施設で生活する障害のある人、先住民やマイノリティに属する障害のある人に特に注意が払われるべきであり、手話言語や先住民・マイノリティの言語による通訳の提供を含め、情報やコミュニケーションがアクセス可能であり、彼らが理解できる言語で行われることを確保することが重要である。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 要求された場合、手続き的配慮の提供は、「すべての司法手続および行政手続」において当然のことであり、当事者の自由な選択と選好に基づいて行われなければならない。手続き的配慮の例としては、手話言語通訳の提供、アクセス可能な形式での法的・司法情報の利用、複数の通信手段、文書の分かりやすい版、点字、遠隔地からの参加、ビデオリンク方式による証言、支援機器やパーソナルアシスタンスの提供などがある。参加のための特定のニーズに対応する手続き上の柔軟性には、裁判の会場の変更、内密である陪審員討論への手話言語通訳者の参加の許可、締め切り期限やその他の手続きの延長・調整などがあげられる（OHCHR, [A/HRC/37/25](https://undocs.org/A/HRC/37/25), 24項参照）。 [↑](#endnote-ref-5)
6. これには、裁判所や審判所、警察署、被害者支援サービスやシェルター、分かりやすい版/点字/アクセシブルなデジタル形式の無料提供、手話言語や先住民/少数民族言語を含む当事者や参加者が理解できる言語への通訳などが含まれる。特に、司法行政の効率化を目的とした法廷手続のデジタル化やその他の新技術の利用に関する現在の傾向は、障害のある人にとって新たな障壁となってはならず、また、年齢に応じた手続き的配慮の提供や必要とされる手続きの柔軟性を妨げるものであってはならない。また、地理的な位置や距離、利用可能な交通手段という点での裁判所へのアクセスも考慮しなければならない。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 特に、心理社会的障害のある人、施設での生活者を含む知的障害のある人、障害のある女性、障害のある子ども、ろう者、先住民族やマイノリティに属する障害のある人など、著しい障壁に直面している人たち。 [↑](#endnote-ref-7)
8. この指標は、CRPD第4条3およびCRPD委員会の[一般的意見第7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)に沿って、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関連する意思決定プロセスに障害のある人を関与させるために、公的機関が行った具体的な活動（協議の会合、技術的説明会、オンラインの意見調査、法案や政策案への意見募集、その他の参加の方法と仕組みを含む）を検証することを要求している。この観点から、国は以下のことを行わなければならない。

- 協議プロセスを透明でアクセスしやすいものにする

- 適切でアクセス可能な情報を提供する

- 障害者団体が自由に意見を表明する際に、情報を保留したり、条件を付けたり、妨げたりしてはならない

- 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める

- 早期かつ継続的な参加を確保する

- 参加者の関連費用を負担する [↑](#endnote-ref-8)